

不燃化特区対象地区内で老朽建築物の建替え等をご検討の方を対象に、建替え相談会を開催します。参加費無料 事前予約制

専門家による建替え相談会

相談員：建築士、弁護士、税理士、ファイナンシャルプランナー

9月16日(土) 北沢タウンホール4階 活動フロア

会場 A

① 9:30~10:30

11月4日(土) 北沢タウンホール2階 第1・第2集会室

会場 A

② 10:40~11:40

ハウスメーカーによる建替え相談会

相談員：一般財団法人住宅生産振興財団会員会社

8月19日(土) 三軒茶屋分庁舎5階 三茶しゃれなあとホール

会場 B

10月21日(土) 三軒茶屋分庁舎5階 三茶しゃれなあとホール

会場 B

① 9:30~10:15

12月16日(土) 北沢タウンホール2階 第1・第2集会室

会場 A

② 10:20~11:05

2024 2月17日(土) 北沢タウンホール2階 第1・第2集会室

会場 A

③ 11:10~11:55

会場案内

会場 A 北沢タウンホール (世田谷区北沢 2-8-18)



会場 B 三軒茶屋分庁舎 (世田谷区太子堂 2-16-7)



問い合わせ先 (建替え相談会の申し込み受付)

● 世田谷区 北沢総合支所 街づくり課

電話: 03-5478-8074 (直通)

FAX: 03-5478-8019

FAXでのお申込の方は「氏名」「住所」「連絡先」をご記入の上、お送りください。

配布地区 赤堤1(一部)・2(一部)、梅丘2・3、豪徳寺1・2(一部)、松原6(一部)、北沢3・4・5、大原1丁目

北沢総合支所管内の不燃化特区については、世田谷区のホームページからご覧になれます



130627



不燃化特区 世田谷区では、木造住宅密集地域で災害に強い建物づくりを支援しています。

防災 街づくり通信



関東大震災100年

幾多の災害を乗り越えてきた東京 備えよう、明日の防災

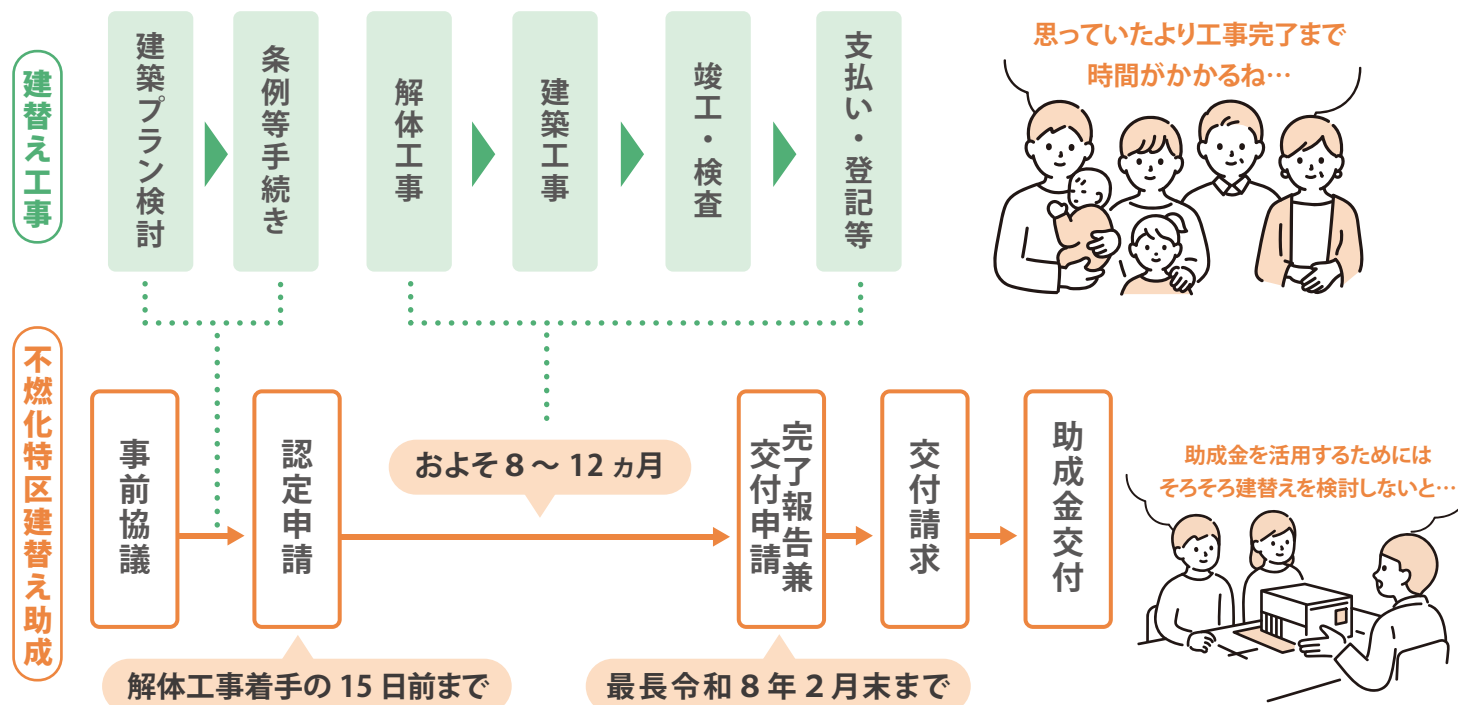
【発行】世田谷区 北沢総合支所 街づくり課

不燃化特区制度は最長で令和7年度まで ~各地区の不燃領域率が70%に達成した年度で助成は終了となります~

世田谷区では、震災時に備え、不燃化特区制度による、老朽建築物の建替え・除却費用の助成、固定資産税・都市計画税の減免、専門家の派遣等の支援を行っています。建替え及び除却費用の助成を活用するには、令和8年2月末までに完了報告兼交付申請書の提出が必要です。

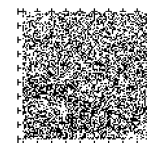
特に建替え助成を活用される場合は、建築プランの検討や必要手続き等、工事完了までに時間を要しますので、お早めに区へご相談ください。

建替え工事、不燃化特区建替え助成の流れ



各地区の不燃領域率の推移

Table with 4 columns: Year, District Name, Kitazawa 3-4, Kitazawa 5-1. Rows: H23, R3, R4 (est.)



関東大震災から100年

令和5年9月1日で関東大震災から100年の節目を迎えます。関東大震災は、南関東から東海地域に及ぶ地域に甚大な被害をもたらしました。地震の概要や当時の東京市の被害状況等は、以下のとおりです。

■地震の概要

地震発生時刻	1923年(大正12年)9月1日
発生場所(震源位置)	神奈川県西部 深さ23km
規模(マグニチュード)	7.9
最大震度	6(※)

■被害状況(東京市)

住家被害	全潰(うち、非焼失)	1,458棟	計 168,902棟
	半潰(うち、非焼失)	1,253棟	
	焼失	166,191棟	
人的被害(死者数)	68,660人 / (当時の人口) 2,079,094人		

※当時の震度分布は、震度0～震度6の6階級であり、現在の震度分布とは異なります

※出典：東京都防災ホームページ「関東大震災100年のページ」

■被害写真(気象庁ホームページより)



東京駅前の焼け跡、日本橋上面



傾斜した建物

身近な地域の被害想定

関東大震災から100年後の現在、首都圏では首都直下地震による甚大な被害が想定されています。不燃化特区の北沢三・四・五丁目を含む北沢1～5丁目では、以下の被害が想定されています。

■北沢地域(北沢1丁目～5丁目)の被害想定

〈全壊＋半壊棟数〉

(全壊**222棟**＋半壊**586棟**)(※1)

全**4,593棟**(※2)

〈全焼棟数(建物倒壊を除く)〉

689棟(※1)

全**4,593棟**



3棟に1棟は、焼失・倒壊などの被害が想定されます!

※1「北沢地区防災計画(令和3年修正)」に基づく数値を使用

※2「世田谷区の土地利用2021」より抜粋

災害時の暮らしの選択肢

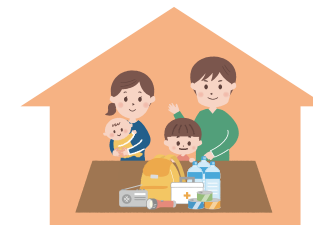
大規模災害などが起きた時、自宅が火災や倒壊により居住継続が困難な場合、一時的に受け入れ保護するために、指定避難所(小中学校等)が開設されます。

しかし、指定避難所では、受け入れ人数に限りがあることや、プライバシーを守ることが難しくなることに加え、慣れない集団生活に伴うストレス、過密状態による感染リスクの高まりなどの問題もあります。そのため、いざというときの暮らしの選択肢として、避難所以外の選択肢を持っておきましょう。

自宅が安全な場合

在宅避難

住み慣れた自宅での避難



火災や倒壊によって自宅で過ごすことができない場合

縁故避難

被災していない家族、親族、知人宅への避難



自主避難

自身で確保した被災していない宿泊施設への避難



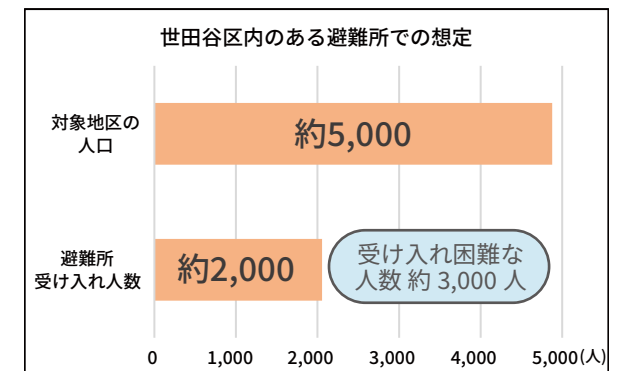
指定避難所

指定避難所(小中学校等)への避難



指定避難所の現状

世田谷区内のある避難所では、対象地区の全人口のうち受け入れ人数は、4割程度となっています。



在宅避難を選択するには「燃えにくく倒れにくい建物」にすることが大切です。

火災に強い建物へ



あんしん
あんぜん



揺れに強い建物へ



築15年以上の木造、築23年以上の軽量鉄骨造建物の建替えをご検討の方は4面をご確認ください。